

# 神奈川県弁護士会新聞

発行所  
神奈川県弁護士会  
横浜市中区  
日本大通9番地  
☎045-211-7707  
URL <https://www.kanaben.or.jp/>

# 「ガザ 人道危機の回避と 1日も早い停戦を」

憲法問題  
シンポジウム

世界が注視するガザにおける人道危機について、憲法問題対策本部が、会長声明の発出、集会開催を提案したのは、昨年12月20日だった。イスラエルが、パレスチナ・ガザ地区の最大都市ガザシティ、2番目の都市ハンユニスを攻撃し、膨大な数の市民が犠牲となり、即時停戦を求める国連総会決議案が、アメリカ、イスラエル等の反対を押し切り、日本を含めた153か国の賛成で採択された直後のことである。

当会は、3月7日、イスラエルの武力攻撃の中止を求める会長声明を出し、4月20日、横浜情報文化センターにおいて、小林麗子氏（日本国際法

ランティアセンター職員・パレスチナ事業担当）、阿部浩己氏（明治学院大学教授）を招いてシンポジウムを開催した。最初に小林氏が登壇し、写真、動画を示しつつ、現地の実情を報告した。

小林麗子氏（左）と阿部浩己教授（右）

小林氏は、ガザ地区の市民が、壁や有刺鉄線に囲まれ、出入りも水・電気も制限され、衛生状態も悪く、数年に1回、イスラエルの空爆にさらされる実態、阿部教授の言う「スローモーションジェノサイド」下にある状況を伝えた。

また、阿部教授が登壇し、国際法の視点からガザ問題を論じた。イスラエルの攻撃が、①国家間を想定する「自衛戦争」に当たらず、自衛戦争以外の武力行使を禁止する

②無差別攻撃である点で、武力紛争下で守られるべきルールである国際人道法に反すること、③武力紛争下でも人権保障を求める国際人権法に違反すること、④ジェノサイド法に反する戦争犯罪であることを示した。

人権尊重を標榜する英米が、人道に反する攻撃を行うイスラエルを支持する事態は、人権的政治的使い分けとして世界的に非難されている。他方、南アフリカ、ニカラグアが国際司法裁判所に訴えるなど、グローバルサウス

の国々が、悲劇を防ぐべく、国際法・制度を駆使し、そのことが、国際法・制度を真に人間の尊厳を実現する規範として再生する契機となっていると語った。

最後に、日本政府、社会、市民に向けて、ジェノサイドに担しないこと、人道支援活動の強化、暴力への関心を高めることを訴えた。小林氏からも同趣旨の呼びかけがな

2024年度第1回関東弁護士会連合会地区別懇談会のお知らせ  
日時 2024年7月2日（火）午後1時  
場所 ホテルオークラ新瀨

神奈川県のアウトライントと天秤をモチーフにした神奈川県弁護士会のロゴマークです。

## 市民会議 市民目線から見た 当会及び会員の活動

広報委員会副委員長 堀口 憲治郎

2月29日、当会会館において、令和5年度第2回目の市民会議が開かれた。市民会議は、当会の活動に対して弁護士会外の市民の皆様から率直なご意見を伺い、それを当会の今後の活動に生かすという目的で開催されている。

意見を交わす市民会議委員

今回は、「非弁問題に対する当会の取組み」と「再審法改正に対する当会の取組み」の二つのテーマが議題とされた。冒頭、島崎友樹会長（当時）から、非弁問題は市民の権利保護に関わる問題、再審法改正の問題は立法の問題であり、いずれも市民に理解していただく活動こそが大切であるので、市民会議委員の率直なご意見をいただきたい、と挨拶がなされた。

師らの熱意や聴衆の熱気によって、会場は感動的な雰囲気になりました。率直に質問する高校生と、若者に将来を託そうと真摯に向き合う講師らとのやり取りも、聴衆の心を

会から、再審には証拠開示に関する規定がない、再審開始決定に対して検察官上訴が許されている、国選弁護士制度がないなどの問題点があるが、再審法改正は立法の領域であるため、国会議員や市民にそのような点を認識してもらうことが大切であるという問題意識が示された。

これに対して、市民会議委員からは、①殺人等の重大事件ばかりではない、大川原化工機事件など市民に身近なところに冤罪の危険が潜んでいることを市民に知ってもらうことが大切ではないか、②DNA鑑定等の科学的知見が進歩しているにもかかわらず、法律は何十年も前のままになっているという問題を示すことができれば、市民に響きやすいのではないかと、などの意見が出された。

市民会議委員の皆様からいただいた貴重なご意見を、今後の当会の活動に生かせるようにしたい。

## 山ゆり

60歳になった。さして感慨があったわけではないが、健康寿命の平均までさほど余裕がないことに気付いた。それで、やりたいことは全てやっておこうと思いい、生活を変えた▼日曜は利根川の河川敷でグライダー操縦。週1回のパラグライダーとゴルフ。これも週1回で映画か落語を見る。月1回の登山とそれに向けた1日60階分の階段昇降。同期と組むバンドで流行りの曲を叩き、囲碁と中国語を習い始めた。大型二輪の免許を取り、バイクを買った。晩酌とテレビを止め、配信で映画かアニメを見て本を読んでいるつもりだ▼晩年が近いかもしれないというのに、無駄に活性化してしまっただが、こんな生活の中で改めて悟った。人生は有限だが、それは考えても仕方がない。人は誰も残り時間を生きているのではない。今を生き抜いていくしかない▼もう笑って話せるが、うつ病になって何もできない時期があった。風呂にすら入れず、自分を置いて時間だけが過ぎていく中で、焦燥感に身悶えした▼その頃のことを考えると、いま、こんな日々が愛おしくてならない。だから、今日も働いて遊ぼうと思う。

（工藤 昇）

川崎支部

いよよ華やぐ川崎支部

総勢90名が参加した暑気払い

川崎支部では、支部会員の交流が盛んだ。例年開催される交流イベントとして、支部総会後の懇親会(4月上旬)、暑気払い(7月)、新入会員歓迎会(1月)、支部旅行(2〜3月)がある。昨年度は久しぶりにいずれもリアルで行われ、暑気払いに90名、新入会員歓迎会に50名、支部旅行に31名が参加した。また、つい先日行われた本年度の支部総会後の懇親会には、28名の来賓とともに、57名の会員が参加した。

若手会員とベテラン会員の意見交換会の後、宴会↓2次会↓3次会と夜遅くまで大いに盛り上がった。昨年度は、例年のイベント以外に、川崎市南部給食センター見学会・試食会も行った。いずれも会員数約250名に対し十分すぎるほどの参加率ではあるが、参加メンバーが若干固定化しつつあるので、積極的な声かけを行い、更なる参加を促したい。なお、総会後の懇親会を除くイベントの企画・運営は、当支部の交流委員会が全て担っている。(支部長 池田 博毅)

支部だより

昨年の地引網イベントの様子〜二宮町・袖ヶ浦海岸にて

県西支部の4月1日現在の会員数は1339名である。同月12日に開催された県西支部定期総会には50名以上が出席し、重要な議題について侃々諤々議論がなされた。総会後の懇親会では、新入会員を囲み、あるいは重鎮を囲んで、県西支部の歴史や将来のこと、仕事のこと、自分のこと、家族のことなど幅広く語り尽くす。ときに悩みを打ち明ける。親身に耳を傾ける者、適切なアドバイスをする者、県西支部

会員は互いを思いやり、気持ちを通じ合う。県西支部では、法曹三者による協議会を開催し、意見交換し、相互理解を深める(昨年より再開)。会員間・関係諸機関との親交を深めるために、支部職員・会員の家族のみならず、裁判所・検察庁・法テラスもお誘いし、地引網イベントを開催している。潮加減がよいと大漁に沸き、美味しい昼食にありつける。支部旅行では遠慮なく夜を徹して飲み明かし、

支部会員の新たな一面を知ることもある。県西支部では、内外から講師を招いて各種研修を開催し、仲間を集め興味のあるテーマについて勉強会を開催している。他士業交流も活発に行い、研修会・懇親会を開催し、各士業間の相互理解を図り、スキルアップを促している。この心技一体となったリーガルサービスこそが、私たち県西支部会員の強みである。今後も、自己研鑽を積み、互いに切磋琢磨し、楽しく元気に仕事をこなす、地域社会や市民の皆様にご貢献していきたい。(支部長 白川 秀信)

県西支部

県西支部マイナード

新庄ひまわり基金 法律事務所引継披露式

2月まで当会(かながわパブリック法律事務所)に所属していた、渡邊泰孝弁護士(74期)が、山形県北部に位置する新庄市に設置されている新庄ひまわり基金法律事務所の7代目所長に就任した。その所長就任を祝う引継披露式が、3月23日、新庄市内の会場にて開催された。

され、新庄市長を始めとした地域の行政関係者や弁護士ら約50人が、式典に出席した。式典において、渡邊弁護士は「弁護士として地域の司法サービスの向上のために尽力したい」と力強く決意を表明し、会場内からは盛大な拍手が沸き起こった。同式典の様子は、地元紙の山形新聞にも写真付きで大きく掲載されるなど、当地のひまわり基金法律事務所への期待と関心の高さが表れていた。

渡邊弁護士は、令和4年5月にかながわパブリック法律事務所に入所して、司法過疎地域への赴任を希望する若手弁護士が全国的に不足している中で、当会の司法過疎対策への取組みと当会会員の協力が、山形の地でまた一つ実を結ぶこととなった。(会員 千葉 剛志)



BC級戦犯 横浜裁判

第21回

横浜の俘虜収容所所長の絞首についての真相

絞首についての真相

51号事件 (後編)

会員 本間 豊

前回に引き続き、51号事件について紹介する。被告人3名のうち1名に絞首刑が維持された。絞首刑が維持された理由は、「収容所長の現職の人格の証明に鑑みて、彼の行動が直接の原因である死者数が何人いるか、また、彼の収容所が実は近隣の3つの最悪の収容所の1つ

であったことを明らかにすれば、考えられる極端な判決にほかなりません。」というものであった。しかし、行為と死との因果関係が不明であるのに加え、3つの収容所の1つが最悪であるという理由で絞首刑が維持されたのは、かなり問題がある。前編で述べたとおり、

再審査の審査官は、かなり詳細にかつ個別具体的に犯罪事実が認められるかを検討して、30年の重労働に減刑することを勧めていたが、その意見は法務部長に却下されている。一方で、他の2名は、再審査により、いずれも減刑された。1名は、「彼の行動が直接的かつ近接的に生じた死は示されていないため、絞首判決が正当化されるとは考えられない。」との理由で終身刑となり、もう1名は、「死に寄与したことを立証する証拠が不十分である」との理由で30年の重労働刑となった。

BC級戦犯横浜裁判調査研究特別委員会では、絞首刑が維持された者と減刑された者との違いなどについて検討を重ねている。8月には、NHKのE TV特集において、当委員会の活動が放映される予定である。その中で51号事件も取り上げられる。それに加え、「法廷の星条旗2」の出版に向けて、調査研究にも一層熱が入っている。

相模原支部

今年度のトピックス紹介

相模原支部は、相模原市及び座間市に法律事務所を設ける弁護士によって構成されており、今年度創立30周年を迎える支部である。

4月12日の支部総会後に行われた懇親会にて

相模原支部は、数に92名であり、そのうち65期以降(弁護士登録12年以下)の若手会員は38名と約41%を占める。当支部には、研修交流委員会、高齢者障害者子ども権利に関する委員会、地域司法改革委員会、法律相談事業活性化委員会、全支部会員が各種部会に所属し、準備を進めている。創立30周年を、関連団体等への感謝を伝えるとともに、当支部会員同士の絆を深める機会としたい。

2つ目は、伊藤信吾会長が、当支部会員として初めて日弁連副会長に就任したことである。激務の日々を送ると思われる伊藤会長を、当支部としても全力で応援していきたい。

3つ目は、当支部会員である小谷警員が、当副会長に就任したことである。当支部としても、小谷会員がその能力及び人柄をもって当会の更なる発展に貢献することを確信している。

創立30周年記念事業を中心に、当支部にとって忙しい1年となりそうだが、齋藤守支部長の下、支部会員同士が楽しみながら活動すること、より団結力を強める年になることを願ってやまない。

(会員 片倉 亮介)

支部だより

「横須賀は海鮮が美味しいですよ。」本庁や他支部の会員と雑談したときに出てくる頻出ワードである。

たしかに、横須賀中央



スカレー君は「カレーの街よこすか」の公式マスコットキャラクター。みみんとのるんに負けないかわいさである。

しかし、これは横須賀の表面をなぞっているに過ぎない。横須賀は海鮮だけではないのである。今回は、ウェブ会議全盛のご時世でも横須賀支

部に出頭したくなる裁判所近辺のグルメ情報を紹介したい。

横須賀市といえばカレーである。駅前スカレー像を見れば明らかである。名物料理を堪能したい会員は、よこすか海軍カレー認定1号店の魚藍亭に行ってみよう。一度は惜しまれつつ閉店したが、不死鳥のごとく復活した老舗である。

また、個人的には、米軍基地そばのゴルカパレスもお勧めしたい。ここはよこすか海軍カレーの店ではないが、店の雰囲気

横須賀支部

裁判所近辺のグルメ情報!

(支部長 河野 康裕)

気が横須賀ならではである。ぜひ、エキゾチックなカレーとともに、その雰囲気を感じてほしい。

横須賀市役所そばの天井の岩松もお勧めである。これでもかと載せられた天ぷらと味付け濃い目のたれが、期日の疲れを癒やしてくれること間違いなしである。席数が少ない人気店のため、11時00分の期日を指定してもらい、期日後に、開店前から並ぶ覚悟で行くのが良いだろう。

残念ながら紙幅が尽きてしまった。またの機会があれば、今度は三浦半島奥地の名店を紹介したい。

司法を担当するのは4年ぶり、その間は横浜、相模原市など行政を担当してきた。前回担当した最後の裁判は、津久井やまゆり園事件。全17回の公判を傍聴し連日報道、判決の日にはtvkでは異例の特別編成で生中継も行った。

当時は障害者福祉のあり方を社会に投げかけようと様々なシリーズ特集を組んで報道部総出で放送してきたが、あれから4年、今それが続けられているかというところ。当時携わった記者も徐々に減り、社会の関心自体も薄れてしまったように感じる。

そうした中で昨年末、建て替えられた津久井やまゆり園の後を追う取材に入った。事件

「たという気持ち」と園長は語った。どれだけ時間が経っても関心が薄れていたとしても、事件が明るみにした課題を地元局として伝え続けなくては、と改めて感じた日だった。

一方、福祉施設で相次ぐ虐待についても度々報道してきた。今、そうした事件や裁判などの取材を通して感じることは「生きづらさ」の問題だ。ひとりひとりに余裕がない中、社会に寛容さがない。中庭で見た優しい世界はどうしたら広げていけるのか、これからも考えて問い続けたい。

(テレビ神奈川tvk) 報道部 笹谷 有佳里

今年度から4年ぶりの司法担当

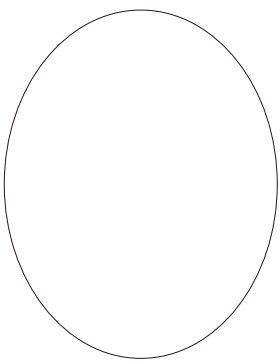
こちら記者のライ

理事者室

だより

ご縁あって理事者に

副会長 今井 史郎



初回につき少しの回顧をご容赦いただきたい。

私が弁護士になる前、法律扶助協会(今の法テラス)で東京在勤中の平成13年頃、横浜の弁護士会館での会合に偶々一度参加し、神奈川の弁護士や職員と懇親会で一緒にさせてもらった。

当時の須藤永一会長と役員関係者の弁護士との間で〇〇踊りの話を肴に大いに盛り上がり、会長が一番いじられる程の会員間の仲の良さ、理事者も敷居の低い自然な雰囲気を感じ、こういう環境で働いてみたいと思った。

そんな私は、運よく司法試験に合格した後、直観的に神奈川で弁護士として働くことを選んだ。

その後約20年の充実した時を経て、当会理事者になる候補者顔合わせのとき、今期の須藤木健太郎副会長と初めてお会いした。お父様同様に好感度抜群の愛嬌ある笑顔に接し、神奈川の弁護士に親近感を抱いた初心を思い返し、理事者を共にするご縁に不思議なご縁を感じた。

当期執行部に〇〇踊りの相伝はないが、岩田武司会長を始め知性とユーモアに溢れた親しみやすい面々が揃う理事者室は思いのほか心地良く、多忙な会務の波の中でも穏やかな入江のような空間である。

海外に出れば緊張する会合も多いが、優秀な事務局のサポートと周囲の皆様への思いの言葉に救いに何とか座礁せずに日々を乗り切っている。

担当会務には嵐の如き難題もあるが、「理事者になって後悔している人は一人もいない」と縁があったということ!と躊躇なく言い切った私をこの場以後押ししてくれ、た某先輩の言葉を信じて、1年の航海を楽しみたい。



# 知ることから始めよう!

## 映画「最も危険な年」上映会・講演「ルッキズムと法」

3月31日、当会会館において、LGBTQへの理解を深めてもらうための催し、映画「最も危険な年」の上映会と、立石結夏弁護士(第一東京弁護士会)による「ルッキズムと法」の講演会が開催された。同時に、会場では、「トランスジェン

ダーのリアル」の展示も行われた。「最も危険な年」は、アメリカ・ワシントン州で、トランスジェンダーのトイレ利用を制限する法案の是非をめぐる繰り広げられた、トランスジェンダーの子どもを持つ家族のグループと法案に賛成する人々

双方の活動を描いたドキュメンタリー映画である。法案賛成派・反対派それぞれの生々しい意見がインタビューの形で表出されており、ドキュとさせられる。トランスジェンダーのト

イレ利用といえ、読者の「最も危険な年」の中で、

### 「トランスジェンダーのリアル」の展示

しかし、この判決の直後、筆者の知人女性(60歳のシスジェンダー)は「かわいそうだとは思いますが、我慢した方がいいと思った。」と話していた。「なぜ？」と聞くと、「人様に迷惑をかけるのは良くないでしょう。特別なだから仕方ないと思う。」と言っているのである。これが現実である。しかし、この女性が、

皆様も、すでに昨年7月11日の経産省職員事件の最高裁判決を思い起こすであろう。この判決に対する評価は様々であると思うが、最高裁が、トランスジェンダーの「自認する性別の人間として生活したい。」という切実な思いを、法的に認められた重要な権利であると明言した意味は非常に大きいと思う。

お花を手にして嬉しそうに笑っている「少女」を見たら、会場に展示されていた「トランスジェンダーのリアル」を見たら、どうであつたらうか? 「自認する性別の人間として普通に生きたい。」というトランスジェンダーの切実な思いに触れることができたであろうし、外見でトランスジェンダーとシスジェンダーの区別などつかないことにも気が付いたのではなからうか。

## 藤沢簡裁・相模原支部への司法サービスの拡充を

当会において、3月13日、「藤沢簡裁に家裁出張所の併設を求める」署名について、さらに3月28日、「相模原支部での合議制裁判と労働審判を求める」署名について、それぞれ協力を求める呼びかけがなされた。

横濱家裁の繁忙ぶりはご存知だろうか。藤沢簡裁管轄の5市1町の人口は支部に匹敵する(120万人超)。街頭での署名活動では、「離婚で石川町まで通った時、大変だったのよ」と言つて署名してくださる方もいた。特に高齢者や子育て中の方、障がいのある方にとって、身近に家裁がある必要性は高い。

合議制を導入しない合理的理由はない。署名を呼びかけるFA X、とくにどこかに行つてしまつたよ、という方もご安心を。当会会員サイトの「会からのお知らせ」に掲載されている。署名用紙は、当会に郵送ないしご持参されたい。ご協力どうぞよろしくお願ひいたします!

(会員 香川 志野)

### 編集後記

ニュースに興味を持ちだした小学生の子どもから「田高・田安」の質問を受けました。「1個100円のお菓子が…」と説明をするのですが、うまく伝わつたような、全く伝わっていないような。田高の時に世界一周旅行に行つておけばよかつたとか、ドルを仕込んでおけばよかつたとか、ちよつとした邪念がある方がよく理解できるのかもしれない。

デスク 早川 和孝  
記者 工藤 昇  
中島 慶子  
西 雄一郎  
田淵 大輔  
菅沼 大  
高橋 健一  
小川 友深  
菊池 帆花

## 刑事弁護修習の最前線

~20年目の司法修習~

当該犯罪の社会的類型に着目して大まかな量刑傾向を把握し、犯情に照らして適当な刑の幅をイメージした後は、最後の第3段階として、一般情状を考慮して当該事案に適切な刑を具体的に定めることになる(検察官であれば「求刑」となり、

弁護人もそれに対応した具体的な量刑意見を述べることになる)。この一般情状を考慮して具体的な刑を決定する第3段階については、しばしば「(刑の)調整」という言い方がされる(とがあるが、修習生には、例えば美刑か執行猶予か

が実質的な争点となるような事案のように、最後の第3段階が決定的な意味を持つことも多いので、決して「軽視してよい」ということではない(とこのことを強調して伝えた。もちろん、第2段階の犯情の検討が最終的な量

# 「刑共問研」

## — 量刑の考え方 —

その4

会員 妹尾 孝之

刑に及ぼす影響は大きいので、犯情の検討をおろそかにすればいくら一般情状を並べても量刑に与える効果は限定的になる(とこのことはあろうが、「調整」という言葉の印象に影響されて一般情状を軽視するようなことはあつてはならない。

量刑に関しては、「刑共問研」のほかに、導入修習の「刑弁演習」や、集合修習の刑弁単独科目(「刑弁起案」)でも取り上げており、この「刑共問研」は、集合修習の最後に実施されることもあつて、修習生の討論もかなり質の良いものとなつていた印象である。

今後は、実務においても、ここまで述べてきたような量刑の基本的な考え方を踏まえた活動が、ますます重要となるであろう。さて、今回まで刑事共

通科目について紹介してきたが、次回からは、民事弁護教官とのコラボ科目である「弁共演習」(弁護共通演習)を取り上げる。集合修習で唯一の民事系教官とのコラボ科目であるが、そこで取り扱うのは弁護士倫理の問題である。刑事弁護に関する弁護士倫理の考え方について、現在の司法研修所でのような教育が行われているかを紹介していきたい。

署名活動 藤沢市長・市議会議員とともに

